

記入例

記入しない！！

法第93条第1項関係の届出の様式(土木工事のための発掘に関する届出)

第 号
令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

住所
氏名等

施主

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘調査を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護施行令(昭和50年政令第267号)第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

- 土木工事をしようとする土地の所在地及び地番
- 土木工事をしようとする土地の面積
- 土木工事をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 土木工事をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 当該土木工事等主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- 当該土木工事等の施工担当者責任者の氏名及び住所
- 当該土木工事等の着手の予定時期
- 当該土木工事等の終了の予定時期
- その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地およびその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別記

93条第1項

県文書番号 第 号・令和 年 月 日

開発に係る遺跡面積(要保存面積)を記入

1. 所在地	福島市〇〇町字〇〇 1、1-2、3	
2. 面積	500.00 m ²	
3. 土地所有者	住所：〇〇市〇〇町〇〇 氏名等：〇〇 〇〇	該当する字、地番をすべて記入。地番の地番所有者が多いなど、枠に入らない場合は、公図等で確認の上、土地所有者ごとに地番をまとめ別記一覧表を作成
4. 遺跡の種類	地 集落跡 貝塚 都城跡 官衛跡 城館跡 社寺跡 古墳 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()	
遺跡の名称	文化振興課が記入します	員数:
遺跡の現状	水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()	
遺跡の時代	器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()	
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道 農業基盤整備事業(農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()	
工事の概要	個人住宅1件建設	
6. 工事主体者	住所：〇〇市〇〇町〇〇 氏名等：〇〇 〇〇	施主
7. 施工責任者	住所：〇〇市〇〇町〇〇 氏名等：〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
8. 着手予定時期	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	9. 終了予定時期 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
10. 参考事項	書類提出日は、この日付の60日以前であること	

指導事項 発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()

- 【注意事項】 ① 太線内は通知者が記入。 ② 指導事項欄は県教育委員会で記入。
③ 遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当事項を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

《参考》文化財保護法

第92条 (調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

1 土地に埋蔵されている文化財(埋蔵文化財)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令に定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

第93条 (土木工事のための発掘に関する届出及び指示)

1 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚か、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(周知の埋蔵文化財包蔵地)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認められるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

第94条 (国の機関等が行う発掘に関する特例)

1 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び97条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。